

答 申 第 2 5 4 号

平成19年2月16日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年2月9日付け保安第345号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年12月30日付けで異議申立人から提起された、平成17年10月27日付け保安第270号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成17年10月27日付け保安第270号で行った「火薬類輸入許可申請書（平成16年12月10日付け千葉県保安指令第22号の506、平成17年6月24日付け千葉県保安指令第22号の160対応分）及び輸入届（平成16年12月10日付け千葉県保安指令第22号の506、平成17年6月24日付け千葉県保安指令第22号の160対応分）」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、次の部分を不開示とした処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

- (1) 平成16年12月10日付け千葉県保安指令第22号の506に係る火薬類輸入許可申請書中のがん具煙火指定模型ロケット用点火具に関する製造元の書類及び申請者の作成した書類中の、火薬の成分あるいは組成に関する記載部分
- (2) 平成17年6月24日付け千葉県保安指令第22号の160に係る火薬類輸入許可申請書中のがん具煙火（模型ロケット用点火具）に関する製造元の書類及び申請者の作成した書類中の、火薬の成分あるいは組成に関する記載部分

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 点火具に用いられる火薬が黒色火薬であることにより、がん具煙火として輸入が許可となり、黒色火薬以外の火薬を使用していた場合では、がん具煙火での輸入は不許可となるため、模型ロケット用点火具でがん具煙火として指定されているものの火薬の成分については黒色火薬ということが公知の情報であるから、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号・第4号のいずれにも該当しないと思料される。

イ 火薬類輸入許可申請書に記載されている点火具の火薬の成分は、捏造（あるいは不実・虚偽・偽装）と思える。

ウ 社団法人全国火薬類保安協会への委託事業の成果報告書に記載されている点火具の火薬成分は、捏造（あるいは不実・虚偽・偽装）と思える。

エ 過去の異議申立ては、千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号）により答申が出されている。本件は、県の新しい条例により判断されるべきものであり、開示される内容に違いがみられると推測される。

オ 実施機関の理由説明書には、「点火具の成分について、黒色火薬又は黒色薬と記載されており、」と説明されているので、その記載されている部分は開示される情報である。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条第3号該当性について

ア 火薬類輸入許可申請書について

申請書には、申請者の住所、名称、印影等の「事業者に関する情報」、輸入する火薬類の名称、数量、薬量等の「火薬類に関する情報」、輸入した火薬類の「貯蔵又は保管場所」が記載されている。このうち、「代表者印の印影」は内部管理に属する情報であり、「製造所名」は製造業者と輸入業者の関係で、販売、営業上のノウハウに関する情報と認められるため、部分開示とした。

イ 火工品に関する書類について

火工品に関する書類には、輸入される火工品の使用場所や取付位置、その構造図、含まれる火薬の種類及び組成・薬量・配合比や製造メーカー名が記載されている。これらは、製品の機能や効果を発揮するための重要な技術情報を示すものであり、事業活動情報の販売、営業上のノウハウに関する情報に該当すると認められるため不開示とした。

ウ 輸入割当申請書（許可証）について

輸入割当申請書（許可証）の写しは、輸入割当申請の際に記載された事業者の情報及び割当許可の情報であって、事業者の内部管理に属する情報であると認められる部分について不開示とした。

エ 火薬類販売営業許可証の写しについて

火薬類販売営業許可証の写しは開示とした。

オ 発注に関する書類について

発注に関する書類には、火工品の金額等、営業上のノウハウが記載されているため不開示とした。

(2) 条例第8条第4号該当性について

ア 火薬類輸入許可申請書について

輸入した火薬類の貯蔵又は保管場所が記載されており、火薬庫の所在地を開示することにより犯罪行為等に使用されるおそれがあり、公共の安全が脅かされると考えられることから部分開示とした。

イ 火薬庫に関する書類について

火薬庫の所在地や貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量が記載されており、開示することにより犯罪行為等に使用されるおそれがあり、公共の安全が脅かされると考えられることから不開示とした。

(3) 異議申立ての理由について

ア 異議申立人は、模型ロケット用点火具でがん具煙火として指定されているものの火薬の成分は黒色火薬であるということは公知の情報であるから、火薬類輸入許可申請書中の火薬の成分あるいは組成に関する記載部分は、条例第8条第3号に該当しない旨主張する。

しかしながら、製造元の書類及び申請者が作成した書類には、その火工品の構造図、含まれる火薬の種類及び組成、薬量・配合比や使用方法、取付位置などが記載されて

おり、販売、営業上のノウハウに該当し、条例第8条第3号の不開示情報に該当する。

また、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第7号及び第8号の規定に基づく平成7年通商産業省告示第578号の第3条において、がん具煙火と認められる模型ロケットに用いられる火薬は「黒色火薬であること」としか記載されておらず、その成分については記載されていない。異議申立人が開示を求めている火薬類輸入許可申請書の添付書類である火工品の構造図には、点火具の成分について、黒色火薬又は黒色薬と記載されており、千葉県はこの申請を真正なものとして審査し、がん具煙火と判断したものであり、当該火薬類輸入許可申請書の記載が捏造されたとは考えていない。

イ 異議申立人は、社団法人全国火薬類保安協会への委託事業の成果報告書に記載されている点火具の成分は捏造と思えると主張するが、社団法人全国火薬類保安協会への委託事業は経済産業省の事業であり、本件の火薬類輸入許可申請書には当該成果報告書は添付されていない。

当該成果報告書の内容が捏造されているとの異議申立人の主張は、本件の火薬類輸入許可申請書の開示とは関連性のない事柄であり、異議申立ての理由に当たらない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により平成16年12月8日及び平成17年6月23日に提出された「火薬類輸入許可申請書」並びに法第24条第3項の規定により平成17年1月25日及び同年8月9日に提出された「火薬類輸入届」であり、その構成及び不開示部分は、別表のとおりである。

(2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、本件決定により不開示とされた部分のうち、模型ロケット用点火具に関する製造元の書類及び申請者の作成した書類中の火薬の成分あるいは組成に関する記載部分の取消しを求めるというものである。

実施機関は、火工品に関する書類には、輸入される火工品の使用場所や取付位置、その構造図、含まれる火薬の種類及び組成・薬量・配合比や製造メーカー名が記載されており、これらの情報は、条例第8条第3号に該当すると説明する。

当審査会において本件文書を見分したところ、異議申立人が取消しを求める部分は、別表に掲げる「火工品の構造図及び組成に関する書類」であると認められるため、以下、当該書類に記載された情報の不開示情報該当性について検討する。

(3) 条例第8条第3号該当性について

ア 「火工品の構造図及び組成に関する書類」には、模型ロケット用噴射推進器及び点火具の構造図、製品に使用されている火薬の種類・薬量・配合比並びに製造所名が記載されていることが認められる。これらの情報は、製品の機能や効果を発揮するための技術情報を示すものであり、かつ許可等を受けた法人と製造業者との取引の詳細が

記録されており、当該法人の事業活動上の販売、営業上のノウハウに関する情報と認められる。

したがって、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第8条3号イに該当し、不開示とすることが相当である。

イ 異議申立人は、模型ロケット用点火具でがん具煙火として指定されているものの火薬の成分は黒色火薬であるということは公知の情報である旨主張する。

しかし、平成7年通商産業省告示第578号の第3条においては、模型ロケットに用いられる点火具の基準が定められ、「点火具に用いられる火薬は、黒色火薬であること。」と規定されているだけであり、火薬の成分あるいは組成に関する情報までもが公知であるとは認められない。

なお、本件文書に記録されている「黒色火薬」の記載は、火薬の成分等の図や表の説明の記述等と一体となっているものであって、「黒色火薬」の記載だけ開示したとしても意味がなく、一体として不開示とするのが相当である。

(4) 異議申立人のその他の主張について

その他異議申立人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 2. 9	諮問書の受理
18. 7. 31	実施機関の理由説明書の受理
18. 9. 12	異議申立人の意見書の受理
18. 11. 28	審議 実施機関から不開示理由の聴取
18. 12. 20	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年12月20日現在)